

お問い合わせは
国土交通省
東北地方整備局
三陸国道事務所
宮古維持出張所まで



〒027-0095
宮古市佐原3丁目21-4
tel 0193-62-5077
fax 0193-63-8099

宮古維持出張所ホームページURL http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10_jji/miyako/index.htm

特殊車両の取り締まりを実施しました

10月25日（火）、国道45号 田野畑村の思惟大橋駐車帯で岩泉警察署と合同で、特殊車両の取り締まりを行いました。

特殊車両とは、車両の幅・長さ・高さ・重量等について道路管理者の許可を受けて通行する必要がある車両のことです。特殊車両の許可制度は危険な事故を防止し、道路の舗装や橋梁を長持ちさせるための重要な制度です。

今後も定期的に、特殊車両の取り締まりを実施してまいります。



取り締まり状況



こちらのマットスケール(重量測定機)で車両の重量を計測します。

※手続きにつきましては、三陸国道事務所 管理課（0193-62-1717）にお問い合わせください。